明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五五）　一
○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一〇六）　二
〔訓　令〕
○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務一六）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務五七一）　二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四七六）　一六
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（同四七七）　二〇
○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（同四七八）　二九
〔国会事項〕
〔資　料〕
四半期別GDP速報（二次速報）（二千十一（平成二十三）年七～九月期）（内閣府）　三六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会公示送達関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八一
会社その他
会社決算公告　八二

省　令

○厚生労働省令第百五十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百二十一号を第四百二十三号とし、第三百八号から第四百二十号までを二号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百九　ピロール

別表第一中第三百六号を第三百七号とし、第四十三号から第三百五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三　イソキノリン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十条（同法第三十三条第二項において適用する場合を含む。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十三条の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号中「40㎝」を「25㎝」に、「40cm」を「35cm」に改める。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二条　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に、「25センチメートル」を「35センチメートル」に改める。